

太陽ASG Report

—会計・監査—

April 2014

1
vol.

2014年3月期の決算留意事項

3月決算会社にあっては、現在、期末決算に向けた準備を進めているところかと思われます。2014年3月期においては、2012年5月17日に公表されました「退職給付に関する会計基準」(以下、基準という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下、適用指針という。また、基準と適用指針を合わせて改正退職給付会計基準という。)がいよいよ適用となります。既に十分な検討が進まれているとは思いますが、今一度、決算前の最終チェックとして、主な改正内容及び実務上の留意事項を解説します。

また、この他にも、税制改正関連として、2014年3月31日に公布されました「復興特別法人税制の1年前倒し廃止」による税効果会計への影響、さらに、開示関連として2014年3月26日に財務諸表等規則の改正が公表されました「単体開示の簡素化」について、実務に与える影響が比較的大きい項目ということになりますので、その内容と実務上の留意事項について解説します。また最後に、昨今の経済環境を踏まえ、その他当期決算において特に留意すべき項目についても解説します。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

1. 改正退職給付会計基準

改正退職給付会計基準の内容については、Monthly Reportでも2回 (Vol.44～45) にわたり解説していますが、あらためて主な改正内容の確認を行うとともに、実務上の留意事項について解説します。

(1) 主な改正内容

改正退職給付会計基準は、その項目に応じて段階的に適用されることになっていますが、主な改正内容と適用時期をまとめると以下の表のようになります。

主な改正内容	個別	連結	強制適用
① 名称変更等	✗ ^{※2}	○	2014年3月期期末
② 長期期待運用収益率の明確化	○	○	2014年3月期期末
③ 未認識項目 ^{※1} のオンバランス化	✗	○	2014年3月期期末
④ 開示の拡充	○	○	2014年3月期期末
⑤ 退職給付債務等の計算方法変更	○	○	2015年3月期期首
⑥ 過去勤務費用処理額の表示	○	○	2015年3月期期首
⑦ 複数事業主制度	○	○	2015年3月期期首

※1 数理計算上の差異及び過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されていない部分をいいます。

※2 一部、個別にも適用となるものがあります。

①～④が2014年3月期期末からの適用となります。特に、③の未認識項目のオンバランス化に関しては連結財務諸表のみに適用されるため、連結修正仕訳で対応することになると考えられますが、従来にはない仕訳を入れることになりますので、留意が必要です。以下、①～④について簡単に解説します。

① 名称変更等

関連する科目等の名称が変更となります。連結財務諸表上は、「退職給付引当金」という名称はなくなることとなります。基本的には連結上での名称変更ですが、「過去勤務費用」及び「長期期待運用収益率」は個別上も変更される点にはご留意ください。

旧	新	個別	連結
退職給付引当金	退職給付に係る負債	✗	○
前払年金費用	退職給付に係る資産	✗	○
過去勤務債務	過去勤務費用	○	○
期待運用収益率	長期期待運用収益率	○	○
(該当なし)	退職給付に係る調整額 (OCI ^{※1})	✗	○
(該当なし)	退職給付に係る調整累計額 (AOCI ^{※2})	✗	○

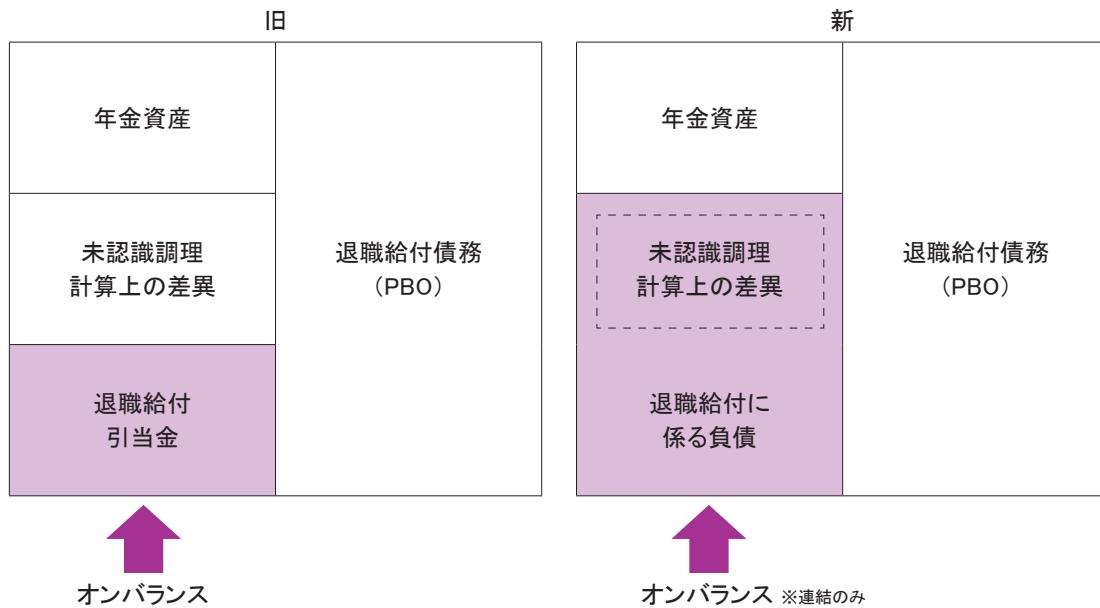
※1 Other Comprehensive Income (=その他の包括利益) の略称

※2 Accumulated Other Comprehensive Income (=その他の包括利益累計額) の略称

② 長期期待運用収益率の考え方の明確化

従来は、その設定に際して明確に定めがありませんでしたが、年金資産が退職給付の支払いに充てられるまでの時期についても考慮するということが明確化され、名称も変更されました。ただし、これは、取扱いの明確化に過ぎないため、会計方針の変更には該当しません。

③ 未認識項目のオンバランス化



改正前の退職給付会計基準においては、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に処理し、未認識項目については、貸借対照表に計上せず、退職給付債務に未認識項目を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金として計上していました（上表の「旧」）。

しかし、純粋な積立状況を示す額ではなく、未認識項目を除いた積立状況を示す額を貸借対照表に計上する場合、未認識項目の額いかんによって積立超過のときに負債（退職給付引当金）が計上されたり、積立不足のときに資産（前払年金費用）が計上されたりすることがありますなど、退職給付制度に係る状況について財務諸表利用者の理解を妨げているのではないかという指摘がありました。

そこで、国際的な会計基準も参考にしつつ検討が行われ、積立状況を示すものではない未認識項目については、税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて、純資産の部（その他の包括利益累計額）に計上することとし、積立状況を示す額をそのまま負債（退職給付に係る負債）として計上することとされました（上表の「新」）。

なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法については変更されておらず、従来どおり平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に費用処理されます。損益計算書上は、遅延認識が残されることになります。したがって、来期以降においては、純資産の部のその他の包括利益累計額に計上されている未認識項目のうち、費用処理された部分については、包括利益において二重計上されることとなってしまうため、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う必要があります。

④ 開示の拡充

注記事項については、財務諸表の有用性をさらに高めるよう、その拡充を求める意見が多く寄せられたことや、より多くの項目を注記している国際的な会計基準とのコンバージェンスを進める観点から、退職給付債務や年金資産の増減の内訳など、国際的な会計基準で採用されている項目を中心に追加されています。また、確定給付制度や確定拠出制度など制度別に注記事項が整理されている点が従来とは異なる点となっています。確定給付制度に係る注記事項をまとめると下表のようになります。

基準	適用指針
1) 退職給付の会計処理基準に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・退職給付見込額の期間帰属方法 ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法並びに会計基準変更時差異の費用処理方法
2) 企業の採用する退職給付制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の採用する退職給付制度の種類の一般的説明
3) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	<p>次の項目を含む内訳が分かるように記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務費用 ・利息費用 ・数理計算上の差異の当期発生額 ・退職給付の支払額 ・過去勤務費用の当期発生額 ・その他
4) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	<p>次の項目を含む内訳が分かるように記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期待運用収益 ・数理計算上の差異の当期発生額 ・事業主からの拠出額 ・退職給付の支払額 ・その他
5) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表	<ul style="list-style-type: none"> ・退職給付債務について、積立制度と非積立制度の内訳
6) 退職給付に関連する損益	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務費用 ・利息費用 ・期待運用収益 ・数理計算上の差異の当期の費用処理額 ・過去勤務費用の当期の費用処理額 ・その他
7) その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳	<p>次の項目ごとに、当期発生額及び費用処理に係る組替調整額の合計を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理計算上の差異 ・過去勤務費用 ・会計基準変更時差異
8) 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳	<p>次の項目ごとの残高が分かるように記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未認識数理計算上の差異 ・未認識過去勤務費用 ・会計基準変更時差異の未処理額
9) 年金資産に関する事項（年金資産の主な内訳を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・年金資産の主な内訳として、株式、債券などの種類ごとの割合又は金額 ・長期期待運用収益率の設定方法に関する記載（年金資産の主な種類との関連）

基準	適用指針
10) 数理計算上の計算基礎に関する事項	・割引率 ・長期期待運用收益率 ・その他の重要な計算基礎（予想昇給率等）
11) その他の退職給付に関する事項	—

上記 3)、4)、5)、7)、8)、9)が新たな開示項目となります。退職給付に係る処理にあたり、適用指針の設例にあるようなワークシートを作成しているケースが多いと思われますが、3)及び4)は、こちらを注記するイメージとなります。9)に関しては、注記のために、年金資産受託機関より新たに情報を入手する必要があるため事前準備が必要です。11)のその他の事項としては、早期割増退職金の発生や企業再編により退職給付制度の変更が生じた場合の概要、キャッシュバランスプランを採用している場合の再評価率、事業主が翌年度に支払うと予想される拠出及び退職給付の概算額などが考えられます。また、上記は確定給付制度を採用している場合の注記事項ですが、簡便法を適用した退職給付制度がある場合には、別途注記事項が必要とされている点にも留意が必要です。

(2) 実務上の留意点

① 年金資産の時価などの情報入手のタイミング

連結貸借対照表上、未認識項目が認識されることとなるため、特に数理計算上の差異について発生年度の翌年度から費用処理する方法を採用している場合、従来であれば、少なくとも有価証券報告書の開示段階までに、期末の退職給付債務及び年金資産の時価の情報を収集できていれば問題はありませんでした。しかしながら、今後は、当期に発生する数理計算上の差異は、会計上、純資産額に直接影響を与えることとなるため、情報収集のタイミングには十分留意する必要があります。

② 適用初年度の会計処理の取扱い

改正退職給付会計基準の適用にあたっては、過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しないこととなります。改正退職給付会計基準の適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、以下の取扱いとなります。

改正項目	適用初年度の取扱い
未認識項目のオンバランス化	純資産の部における退職給付に係る調整累計額に加減
退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更	期首の利益剰余金に加減

③ 連結子会社(100%所有以外)及び持分法適用会社に係る未認識項目の取扱い

未認識項目のオンバランス化は、あくまでも連結上の処理であるため、連結子会社(100%所有以外)及び持分法適用会社に未認識項目が存在している場合の連結上の処理に留意する必要があります。考え方としては、その他有価証券評価差額金が存在している場合と同様の処理となります。

すなわち、連結子会社(100%所有以外)の未認識項目については、少数株主持分割合に対応する額を少数株主持分に振り替える処理を行うこととなります。また、持分法適用会社の未認識項目に係る連結上の処理としては、持分法適用会社の退職給付に係る調整累計額の変動額

のうち投資会社の持分又は負担額に見合う額を算定して投資の額に増額又は減額することとなります。

このように、未認識項目については連結修正仕訳での対応となります。④の税効果も含め、複雑な連結修正仕訳となることから、当該連結修正仕訳に誤りが生じていないか(未認識項目の有利・不利差異に関して貸借対照表を計上していないか、未認識項目に係る各社の税効果の計上に誤りがないかなど)を確認するため、期末のあるべき「退職給付に係る負債」及び「退職給付に係る調整累計額」を算定し、連結修正仕訳後の金額と照合することが望されます。

「退職給付に係る負債」であれば、親会社及び連結子会社について、各社の退職給付引当金に未認識項目を加減した金額を集計することで期末のあるべき残高が算定されます。また、「退職給付に係る調整累計額」であれば、親会社及び連結子会社について、各社の未認識項目の金額を税効果控除後で集計する(ただし、上記のように100%所有以外の連結子会社がある場合には親会社持分割合のみ集計する必要がある点には留意が必要)ことで期末のあるべき残高が算定されます。

④ 未認識項目に係る税効果の取扱い

未認識項目を連結修正項目として認識したことによる将来減算(加算)一時差異は、連結固有の一時差異に該当することとなります。連結財務諸表上の「退職給付に係る負債(又は資産)」に係る税効果については、まず、個別財務諸表における退職給付引当金に係る一時差異に対する繰延税金資産の額を計上し、これに連結修正項目についての税効果額を合算し、この合算額についての回収可能性を判断することになるものと考えられます。

また、個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断と、この個別財務諸表における繰延税金資産に連結修正項目に係る繰延税金資産を合算した連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断は、未認識項目を連結貸借対照表上で即時認識するか否かにより将来年度の課税所得の見積りが変わるものではないため、同じになるものと考えられます。すなわち、連結財務諸表における会社分類(例示区分)は、個別財務諸表における会社分類(例示区分)と変わらないものと考えられます。例えば、会社分類(例示区分)が1号会社(期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を毎期計上している会社等)である場合、連結修正(未認識項目の負債認識)において生じる将来減算一時差異を考慮すると、将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を毎期計上しないことになる場合も考えられます。この場合においても、連結財務諸表における会社分類(例示区分)は個別財務諸表における会社分類(例示区分)と同じ1号会社とし、連結手続上生じた繰延税金資産の全額について、その回収可能性があると判断されるものと考えられます。

⑤ 重要性基準(10%ルール)の取扱い

退職給付債務に係る重要性基準、いわゆる10%ルールが改正退職給付会計基準において認められていますが、改正退職給付会計基準の適用に伴い、2015年3月期期首において重要性基準の採用を取りやめて、割引率を変更した場合の取扱いに留意が必要です。

この場合、通常は、重要性を考慮しないこととしてその時点の金利を勘案して割引率を見直したことによる退職給付債務の変動は、数理計算に用いる見積数値の変更に起因するものであるため、数理計算上の差異として処理することになりますが、適用初年度にあっては、改正退職給付会計基準の適用に伴う会計方針の変更の影響額に含めて、期首利益剰余金に加減することも認められるとされています。

また、いったん適用初年度に、重要性基準の採用を取りやめた場合でも、翌期に、再び重要性基準を採用することは可能と考えられています。したがって、今回の改正退職給付会計基準の適用に伴い、重要性基準を考慮せず、割引率を変更した場合には、翌期に再び重要性基準を採用するか否かを検討する必要があります。ここで、再度、重要性基準を適用する場合には、退

職給付債務の変動が10%を超えた時期に、それまでの累積された影響額が一度に純資産額に影響することとなるため、こうした純資産額への影響も踏まえ、検討を行う必要があります。

⑥ 連結キャッシュ・フローの表示区分について

連結財務諸表上、「退職給付引当金」から「退職給付に係る負債」に名称が変更されているため、連結キャッシュ・フロー計算書の営業区分における表示に留意する必要があります。これについては、特に明文があるわけではありませんが、早期適用会社の事例においては「退職給付引当金の増減額」と「退職給付に係る負債の増減額」の両方を当期において表示しているケース(2行表示パターン)と「退職給付に係る負債の増減額」のみを当期において表示しているケース(1行表示パターン)が見られます。どちらが正しいといえるものではないため、事前に会計監査人と協議しておくことが必要です。

なお、従来は、比較的単純に、期首と期末の「退職給付引当金」の増減をとることで問題はなかったと思いますが、今後、「退職給付に係る負債」には未認識項目も含まれるようになったことから、単純に期首と期末の「退職給付に係る負債」増減をとつただけでは正しく連結キャッシュ・フロー計算書が算定できない点には留意が必要です。

⑦ 会社法上の注記について

有価証券報告書上は、先に記載のとおり、開示の拡充に伴い注記事項が増えることになりますが、会社計算規則上は、開示の拡充は求められていないため、従来通りの記載となります。ただし、法務省の見解として「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果についてによれば、改正退職給付会計基準の適用による退職給付の会計処理基準に関する事項が、会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要である場合には、重要な会計方針に係る事項に関する注記として記載することになると考えられ、また、企業の採用する退職給付制度の概要についても、会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要である場合には、その他の注記として記載することになると考えられるものとされています。

また、連結計算書類上は、従来は「退職給付引当金の計上基準」が、連結注記表における「引当金の計上基準」の項目に記載されていました。改正退職給付会計基準の適用後は、名称が変更されることから、「退職給付に係る負債の計上基準」について、重要性がある場合には「その他連結計算書類の作成のための重要な事項」に該当し、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」として、記載することになると考えられるものとされています。

さらに、退職給付の会計処理基準に関する事項、退職給付見込額の期間帰属方法並びに数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法に重要性がある場合には、「その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」として記載することになると考えられるとしています。

これらについては、日本経団連連合会(以下、経団連という)が2013年12月27日に公表している「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)」が参考になります。

⑧ J-SOX上の取扱い

当期末から、未認識項目に係る連結修正仕訳が追加されることになるため、連結決算業務に関してチェックリストを利用されている場合には、その更新が必要となり、当該チェックリストに基づいて内部統制の評価を実施する必要があると考えられます。

2. 税制改正関連～復興特別法人税の1年前倒し廃止

(1) 改正内容

2011年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において復興特別法人税制度が創設され、3月決算会社であれば、2015年3月期までが課税対象期間となっていましたが、当該復興特別法人税が1年前倒しで廃止されました。

(2) 実務上の留意点

3月決算会社の場合、決算日までに改正法が公布されたため、将来の適用税率が確定することから改正後の税率を適用することになります。つまり、2015年3月期以降の法定実効税率は一律35.64%（東京都の場合）となります（下表）。当該税率の変更による繰延税金資産・負債の修正については、期末現在の一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高に新税率と旧税率との差額を乗じて算出することになります。また、税率変更による影響額は、法人税等調整額に加減し（ただし、評価・換算差額等に係るものは、評価差額に直接加減）、修正額を注記することになります。

	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期
現状	38.01%	38.01%	35.64%
1年前倒し廃止	38.01%	35.64%	35.64%

（東京都の場合）

3. 開示関連～単体開示の簡素化

(1) 改正の内容

企業会計審議会より2013年6月に「国際会計基準への対応のあり方に関する当面の方針」（以下、当面の方針という）が公表され、この中で単体開示の簡素化がうたわれたことを受けて、2014年3月に、財務諸表等規則が改正され、単体開示の簡素化が盛り込まれています。当面の方針との関連で改正の内容をまとめると以下のようになります。

当面の方針	特例財務諸表提出会社*	それ以外の連結財務諸表作成会社
1) 本表について簡素化した様式の容認	○	×
2) 連結財務諸表で十分な情報がある項目の開示免除	○	○
3) 会社法と開示水準が大きく異なる項目の会社法水準での開示容認	○	×
4) その他有用性を斟酌	○	×

*連結財務諸表を作成している会計監査人設置会社

① 特例財務諸表提出会社における会社法水準の開示容認

連結財務諸表作成会社のうち、会計監査人設置会社は「特例財務諸表提出会社」とされ、上表1)及び3)のように、金融商品取引法における単体の開示を会社法ベースでの開示とすることが容認されています。

具体的には、以下の本表について簡素化した様式（概ね経団連のひな型がベースとなります）が認められることとなります。

- ✓ 貸借対照表
- ✓ 損益計算書

- ✓ 株主資本等変動計算書
- ✓ 有形固定資産等明細表
- ✓ 引当金明細表

また、以下の注記事項に関しては、会社計算規則に規定される注記をもって金融商品取引法上の注記とすることが認められることとなります。

- ✓ 重要な会計方針の注記
- ✓ 表示方法の変更に関する注記
- ✓ 会計上の見積りの変更に関する注記
- ✓ 親会社株式に関する注記
- ✓ 関係会社に対する資産・負債の注記
- ✓ 担保資産の注記
- ✓ 偶発債務の注記
- ✓ 関係会社との営業取引・営業外取引による取引高の注記

② 連結財務諸表作成会社における単体開示の免除

上表2)に対応して、以下の注記等に関しては、連結財務諸表を作成している場合には単体での開示は不要となります。

- ✓ リース取引に関する注記
- ✓ 事業分離における分離元企業の注記
- ✓ 資産除去債務に関する注記
- ✓ 資産から直接控除した引当金の注記
- ✓ 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額の注記
- ✓ 減損損失累計額の注記
- ✓ 事業用土地の再評価に関する注記
- ✓ たな卸資産及び工事損失引当金の表示
- ✓ 企業結合に係る特定勘定の注記※1
- ✓ 1株当たり純資産額の注記
- ✓ 工事損失引当金繰入額の注記
- ✓ たな卸資産の簿価切下げに関する記載
- ✓ 研究開発費の注記
- ✓ 減損損失に関する注記
- ✓ 企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記※1
- ✓ 1株当たり当期純損益金額に関する注記
- ✓ 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記
- ✓ 自己株式に関する注記
- ✓ 製造原価明細書※2
- ✓ 主な資産及び負債の内容

※ 1 連結で同一の内容を開示している場合

※ 2 連結でセグメント情報を注記している場合

③ 単体での開示の簡素化

その他、単体の本表及び注記における別掲基準が連結ベースの基準に引き上げられています。

- ✓ 資産(負債)の別掲基準が、資産総額(負債及び純資産の合計額)の100分の1から100分の5へ
- ✓ 販売費及び一般管理費の内訳注記の別掲基準が、販売費及び一般管理費の合計額の100分の5から100分の10へ
- ✓ 関係会社に対する資産・負債の注記の別掲基準が、100分の1から100分の5へ

また、下記の注記等は、その有用性が斟酌され、削除されることとなりました。

- ✓ 固定資産(事業用土地を除く)の再評価に関する注記
- ✓ 配当制限に関する注記※1
- ✓ 有価証券明細表※2

※1 第4【提出会社の状況】3【配当政策】に記載

※2 財務諸表提出会社(別記事業等を除く)

(2) 実務上の留意点

今回の改正については、公表から実務への適用の時間が短いため、改正内容をしっかりと把握した上で、前期の有価証券報告書を用いた開示のシミュレーションを行い、作業の効率化を図れる部分がないか(従来、必要としていたが今回から不要となる資料はないかなど)を事前に洗い出すとともに、不明点があれば会計監査人に確認しておくことが望まれます。

4. その他

最後に、昨今の企業環境を踏まえ、既に実務に適用されている基準等の中から、特に当期決算において留意すべき事項について解説します。

(1) 総合型厚生年金基金制度の解散に係る会計処理について

最近はアベノミクス効果で持ち直されてはいるものの、長年の厳しい運用環境、高齢化による構造問題などにより、厚生年金基金の解散に関する報道を目にする機会が多くなりました。総合型の厚生年金基金のような複数事業主により設立された企業年金を採用しており、当該基金の解散や脱退が見込まれている場合においては、損益に非常に大きい影響を与えることが想定されるところから、将来の追加拠出に伴う損失の発生可能性、損失の発生見込額を考慮し、引当金の計上の要否、偶発債務としての注記の要否について慎重な判断が必要となります。

基金型にあっては代議員会の議決を得たこと、規約型にあっては従業員の同意を得たことにより、翌期以降に解散又は脱退による損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合(引当金の要件を満たす場合)には、当該損失見積額を当期の費用(原則として、特別損失)として計上し、厚生年金基金解散損失引当金等の適切な科目をもって処理する必要があります(退職給付に係る負債を計上している場合には、当該退職給付に係る負債に含めて処理することができますが、当該損失見積額に重要性が乏しい場合を除き、その旨及びその金額を注記する必要があります。)。

また、上記のように当該損失見積額を処理することが求められるときを除き、解散又は脱退による損失の発生の可能性が高いか、又は、可能性がある程度予想される場合には、当該解散又は脱退が翌期以降の財務諸表に与える影響額(影響額の見積りが不可能な場合には、影響額に代えてその旨)を当期の財務諸表に偶発債務として注記することが必要です。

(2) その他有価証券評価差額金に係る税効果について

アベノミクス効果によって、株価が持ち直している中、過年度にその他有価証券の減損処理を実施し、税務上は有税処理している場合において、減損処理後に、その時価が上昇して、その他有価証券評価差額金(評価差益)が発生した場合に、当該その他有価証券評価差額金に係る税効果について留意する必要があります。

まず、減損処理したその他有価証券に関しては、個別の銘柄ごとにスケジューリングを行うことが必要になるため、それ以外のその他有価証券に係る評価差額と一括して税効果会計を適用することはできないと考えられます。この点、誤りやすいため留意が必要です。

また、過年度の減損処理時に繰延税金資産を計上している場合には、減損前の価額に回復するまでは、繰延税金資産を取り崩す処理を行うこととなります。また、過年度の減損処理時に繰延税金資産を計上していない場合には、減損前の価額に回復するまでは、繰延税金負債を計上できない点も誤りやすいため、留意が必要です。

以上

太陽ASG有限責任監査法人

公認会計士 杉江 俊志

text : shunshi sugie